

【臨床研修施設が行う主な手続について】

手続の名称と期限等	手続が必要となる場合
<p>【年次報告】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・毎年1回、すべての臨床研修施設 (研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は研修協力施設の年次報告も含む。)</p>
<p>【研修プログラムの追加】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合</p>
<p>【研修プログラムの変更】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・研修プログラムのうち以下の事項を変更する場合 ア 研修プログラムの名称 イ 臨床研修の目標(「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容を含む。) ウ 臨床研修を行う分野 エ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間 オ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院、診療所又は施設 カ 研修プログラムの募集定員</p>
<p>【研修プログラムの廃止】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・研修プログラムを廃止する場合</p>
<p>【臨床研修施設の変更】 手続の期限：<u>変更が生じた日から起算して1月以内</u> ただし、エからカ及びクからコに掲げる事項に係る変更については、臨床研修施設の指定の基準に適合しなくなった場合を除き、年次報告の際に併せて届け出ることができる。</p>	<p>・臨床研修施設について、以下の事項に変更が生じた場合 ア 開設者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) イ 管理者の氏名 ウ 名称及び所在地 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ 研修管理委員会の構成員 キ プログラム責任者 ク 指導歯科医の氏名 ケ 研修歯科医の処遇に関する事項 コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項 ① 開設者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) ② 管理者の氏名 ③ 名称及び所在地 ④ 研修歯科医の処遇に関する事項 ⑤ 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野 ⑥ 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 (i) 診療科名 (ii) 病床の種別ごとの病床数 (協力型(Ⅰ)臨床研修施設および協力型(Ⅱ)臨床研修施設においては、施行通知に別途定める事項)</p>
<p>【臨床研修施設の指定の申請】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・新たに単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、または協力型(Ⅰ)臨床研修施設、協力型(Ⅱ)臨床研修施設として指定を受けようとする場合</p>
<p>【指定継続】 手続の期限：厚生局へ相談し、指示を仰ぐこと</p>	<p>・単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設において3年以上研修歯科医の受け入れがない場合であって、引き続き指定を受けたい場合 (研修予定者がいたにも関わらず、歯科医師国家試験の結果等により受け入れがなかった場合については、当該年度に研修歯科医の受け入れがあったものとみなす)</p>

【根拠法令等】

- ・ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年 6 月 28 日付け厚生労働省令第 103 号)
- ・ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和8年4月1日付け医政発 0401 第 47 号)
- ・ 大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について(令和8年4月1日付け医政発 0401 第 51 号)
- ・ 歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について(令和8年4月1日付け医政発 0401 第 55 号)